

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

【ふるさと納税ワンストップ特例制度とは】

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対して申請を行うことにより、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。）

この制度の利用を希望する場合は、同封の申請書と必要添付書類を平成30年1月10日（水）までに利府町財務課財政経営班あて提出願います。

※御注意ください※

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

【ワンストップ特例を申請しても適用されない場合】

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をする、又は住民税の申告をする場合
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した場合
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない場合

※ワンストップ特例を申請した後で、町外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、平成30年1月10日（水）までに利府町財務課財政経営班に届け出れば特例が適用されます。また、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告された場合、ワンストップ特例の適用は受けられなくなります。確定申告をする場合は、寄附金に関する申告も忘れずにお手続きしてください。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

【提出先】 〒981-0112
宮城県宮城郡利府町新並松4番地
利府町財務課財政経営班

【お問合せ】 022-767-2198

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

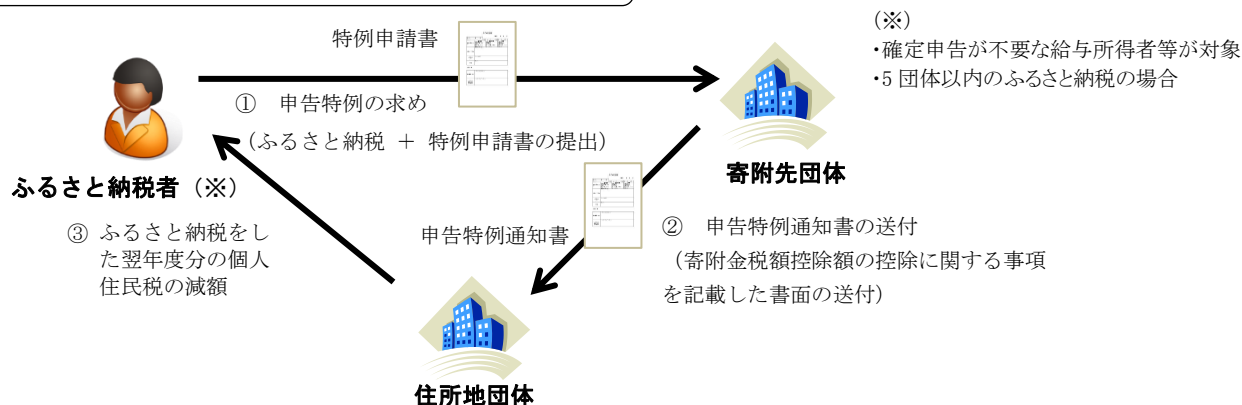
- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに利府町役場に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



ワンストップ特例制度をご利用される方へ

ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認資料の添付が必要になります。

本人確認資料（番号確認・身元確認の2つ）には、以下のいずれかが必要になりますので、ご準備をお願いします。個人番号（マイナンバー）の記入ミスや、本人確認資料が添付されていない場合はワンストップ特例制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。

本人確認資料

- ① 個人番号カードの両面コピー（番号確認＋身元確認）
- ② 通知カードの両面コピー（番号確認） ＋ 身元確認資料（※）のコピー
※運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
（写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください）
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し ＋ ②の身元確認資料のコピー



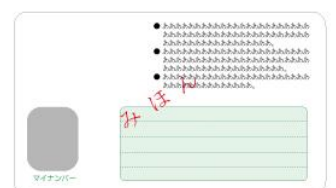
(表面)



(裏面)



(表面)



(裏面)

個人番号カード

通知カード

本人確認資料のイメージ



運転免許証



旅券



ワンストップ特例申請書へのマイナンバー記載例

平成 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	個人番号	
	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなく、ご記入下さい。